

# 令和5年度 第9回富里市教育委員会定例会議

日時：令和5年12月26日（火）

午後2時から

場所：本庁舎3階第3会議室

## 会 議 次 第

- 1 教育長開会宣言
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 教育委員報告
- 5 議案
  - (1) 富里市いじめ問題調査委員会委員の委嘱について（学校教育課）
- 6 協議事項
  - (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取（富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正）について（学校教育課）
- 7 報告事項
  - (1) 令和5年第6回富里市議会定例会（12月）一般質問について（教育総務課）
  - (2) 教育費にかかる令和5年度富里市一般会計補正予算（第6号）について（教育総務課）
  - (3) 富里市学校給食センターの合理的活用について（学校教育課）
  - (4) 令和6年富里市二十歳を祝う会について（生涯学習課）
  - (5) 月例報告
- 8 その他
- 9 教育長閉会宣言

# 教育長報告

## 1 教育長出席行事・会議等

- 1 1月28日 第8回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）
- 29日 富里市教育支援委員会（中央公民館4階大会議室）
- 30日 富里市議会定例会（議場） ～12月19日まで
- 1 12月 3日 ペットボトルイルミネーション点灯式（北部コミュニティセンター）
- 4日 教育委員会委員 辞令交付式（市長室）
- 10日 印旛郡市駅伝大会（佐倉市岩名陸上競技場）
- 13日 富里市校長会（浩養小学校）
- 22日 富里市学校給食センター運営委員会（給食センター）
- 26日 第9回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

（予 定）

- 1月 4日 仕事始め式（すこやかセンター2階第1会議室）
- 7日 令和6年富里市二十歳を祝う会（中央公民館講堂）
- 30日 学校訪問（七栄小学校、富里第一小学校）  
第10回教育委員会定例会議（本庁舎3階第3会議室）

## 協議事項 1

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取（富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部改正）について

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に基づく市長の附属機関として、富里市いじめ問題再調査委員会の設置に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について裏面のとおり依頼がありましたので、富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例の原案について、協議するものです。

令和5年12月26日提出

富里市教育委員会教育長 吉野光好



富総第163号  
令和5年12月14日

富里市教育委員会  
教育長 吉野光好 様

富里市長 五十嵐 博 文



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく  
意見聴取について（依頼）

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定に  
基づく市長の附属機関として、富里市いじめ問題再調査委員会を設置するに当  
たり、富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置  
条例（平成29年条例第1号）を改正することに関し、地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴  
委員会の意見を求めます。



## 議案第 号

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置  
条例の一部を改正する条例の原案について

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例  
の一部を改正する条例の原案を次のように制定する。

令和6年 月 日提出

富里市教育委員会教育長 吉 野 光 好

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置  
条例の一部を改正する条例

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例  
(平成29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

### 目次

第1章 総則 (第1条)

第2章 富里市いじめ問題対策連絡協議会 (第2条—第8条)

第3章 富里市いじめ問題調査委員会 (第9条—第14条)

第4章 富里市いじめ問題再調査委員会 (第15条—第20条)

第5章 雑則 (第21条・第22条)

### 附則

第1章 総則

第1条中「及び富里市いじめ問題調査委員会」を「、富里市いじめ問題調査  
委員会及び富里市いじめ問題再調査委員会」に改め、同条の次に次の章名を付  
する。

第2章 富里市いじめ問題対策連絡協議会

第2条の見出し中「富里市いじめ問題対策連絡協議会の」を削る。

第3条の見出し及び第4条の見出し中「協議会の」を削る。

第5条の見出し中「協議会の」を削り、同条第2項中「委員が」を「協議会

の委員が」に改める。

第6条の見出し及び第7条の見出し中「協議会の」を削る。

第8条の次に次の章名を付する。

### 第3章 富里市いじめ問題調査委員会

第9条の見出し中「富里市いじめ問題調査委員会の」を削り、同条中「第14条第3項」の次に「及び第28条第1項」を加える。

第10条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条中「審議し」を「調査審議し」に改め、同条第2号中「重大事態」の次に「（以下「重大事態」という。）」を加え、「事実の調査及び審査」を「事実関係に関すること。」に改める。

第11条を次のように改める。

（組織）

第11条 調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。

(1) 第14条第3項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。

(2) 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき。

3 調査委員会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 医師

(3) 臨床心理士

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると教育委員会が認める者

第12条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第2項中「委員が」を「調査委員会の委員が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の一項を加える。

2 調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日

(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日

第13条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第1項中「と副委員長」を「及び副委員長」に改め、同条第2項中「委員長」を「調査委員会の委員長

(次項及び次条第1項において「委員長」という。)」に改め、同条第3項中「副委員長」を「調査委員会の副委員長」に改める。

第14条の見出し中「調査委員会の」を削り、同条第1項中「会議」の次に「(以下この条において「会議」という。)」を加え、同条第2項中「委員の」を「調査委員会の委員(第11条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が会議に出席する場合にあっては、当該臨時委員を含み、次項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員を除く。第4項において同じ。)」の」に改め、同条第3項中「有する」の次に「調査委員会の」を加え、同条第4項中「出席した」の次に「調査委員会の」を加え、同条第5項中「委員以外」を「調査委員会の委員以外」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の一項を加える。

5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第11条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、調査委員会の委員とみなす。

第17条中「この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会」を「協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は市長」に改め、同条を第22条とする。

第16条を削る。

第15条の見出し中「協議会及び調査委員会の委員の」を削り、同条中「及び調査委員会」を「、調査委員会及び再調査委員会」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第8条、第14条第5項及び前条第6項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

第15条を第21条とし、第14条の次に次の一章及び章名を加える。

#### 第4章 富里市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定により、富里市いじめ問題再調査委員会(以下「再調査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 再調査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第18条 再調査委員会の委員の任期は、委嘱した日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 再調査委員会の委員長(次項及び次条第1項において「委員長」という。)は、再調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 再調査委員会は、再調査委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、再調査委員会の会議に出席することができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、再調査委員会の委員とみなす。

6 再調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

## 第5章 雑則

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)



2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3 嘱託医・嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

いじめ問題調査委員会	委員長	日額	7,500円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例（平成29年条例第1号）第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、22,000円）
	委員	日額	7,000円（富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、20,000円）
いじめ問題再調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

# (案)

議案第 号

## 富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置 条例の一部を改正する条例の原案について（概要）

### 1 改正理由

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定によるいじめの重大事態に関する調査を行うため、市長の附属機関として、新たに富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することから、所要の改正を行うものです。

「**重大事態**」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態（生命心身財産重大事態）
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日程度が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態（不登校重大事態）

### 2 改正内容

#### (1) 再調査委員会の設置

##### ア 所掌事務

教育委員会が設置している富里市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が実施した調査結果について、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合に、市長の諮問に基づき、再調査を行います。

##### イ 委員構成（5人以内）

学識経験者その他市長が必要と認める者（弁護士等を想定）を市長が委嘱します。

##### ウ 委員の任期

委嘱した日から諮問を受けた事項に関する調査審議が終了した日まで

##### エ 臨時委員の設置

特別の事項（関係者への聞き取り調査、アンケート調査等）を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができます。

#### (2) 調査委員会の調査審議手続の整備

調査委員会についても、臨時委員を置けるようにするなど、再調査委員

会に合わせた形で調査審議手続を整備します。

(3) 委員報酬

ア 再調査委員会 日額 20,000 円（委員長は日額 22,000 円）

イ 調査委員会

(7) いじめの防止等のための対策に関して調査審議する場合

日額 7,000 円（委員長は日額 7,500 円）

(4) 重大事態を調査審議する場合

日額 20,000 円（委員長は日額 22,000 円）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

(案)

議案第 号

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例</p>	<p>富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例</p>
<p>目次</p> <p>第1章 <u>総則 (第1条)</u></p> <p>第2章 <u>富里市いじめ問題対策連絡協議会 (第2条—第8条)</u></p> <p>第3章 <u>富里市いじめ問題調査委員会 (第9条—第14条)</u></p> <p>第4章 <u>富里市いじめ問題再調査委員会 (第15条—第20条)</u></p> <p>第5章 <u>雑則 (第21条・第22条)</u></p> <p>附則</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」という。) に基づき設置する富里市いじめ問題対策連絡協議会、富里市いじめ問題調査委員会及び富里市いじめ問題再調査委員会に 関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第1章 <u>総則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」という。) に基づき設置する富里市いじめ問題対策連絡協議会、富里市いじめ問題調査委員会及び富里市いじめ問題再調査委員会に 関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法 (平成25年法律第71号。以下「法」という。) に基づき設置する富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会に 関し、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>第2章 <u>富里市いじめ問題対策連絡協議会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p>(富里市いじめ問題対策連絡協議会の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(協議会の所掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(協議会の組織)</p> <p>第4条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(委員の任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>協議会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 <u>富里市いじめ問題調査委員会</u></p> <p>(設置)</p> <p>第9条 <u>法第14条第3項及び第28条第1項の規定により富里市いじめ問題調査委員会</u> (以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第10条 <u>調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に答申する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第28条第1項に規定する重大事態</u> (以下「重大事態」という。) <u>が発生した場合における事実関係に関すること。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第11条 <u>調査委員会は、6人以内の委員をもって組織する。</u></p>	<p>(協議会の委員の任期)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 <u>委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(協議会の会長等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(協議会の会議)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(富里市いじめ問題調査委員会の設置)</p> <p>第9条 <u>法第14条第3項の規定により富里市いじめ問題調査委員会</u> (以下「調査委員会」という。)を置く。</p> <p>(調査委員会の所掌事務)</p> <p>第10条 <u>調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、教育委員会に答申する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合における事実の調査及び審査</u></p> <p>(調査委員会の組織)</p> <p>第11条 <u>調査委員会は、6人以内の委員をもって組織し、調査委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>弁護士</u></p> <p>(2) <u>医師</u></p> <p>(3) <u>臨床心理士</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識</u></p>

改正後	改正前
<p>2 調査委員会に、次に掲げる事由により、臨時委員を置くことができる。</p> <p>(1) 第14条第3項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員に代わって調査審議させる必要があるとき。</p> <p>(2) 特別の事項を調査審議させるため必要があるとき。</p> <p>3 調査委員会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) 弁護士</p> <p>(2) 医師</p> <p>(3) 臨床心理士</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育、法律、医療、心理、福祉等についての知識又は経験を有すると教育委員会が認める者</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 調査委員会の臨時委員の任期は、委嘱の日から次の各号に掲げる臨時委員の区分に応じ、当該各号に定める日までとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該重大事態に関する調査審議が終了した日</p> <p>(2) 前条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員 その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了した日</p> <p>3 調査委員会の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第13条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 調査委員会の委員長(次項及び次条第1項において「委員長」という。)は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(会議)</p>	<p>又は経験を有すると教育委員会が認める者</p> <p>(調査委員会の委員の任期)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(調査委員会の委員長及び副委員長)</p> <p>第13条 調査委員会に委員長と副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は、調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(調査委員会の会議)</p>

改正後	改正前
<p>第14条 調査委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されないときは、教育委員会が行う。</p> <p>2 調査委員会は、調査委員会の委員（第11条第2項第1号に掲げる事由により委嘱された臨時委員が会議に出席する場合には、当該臨時委員を含み、次項の規定により会議に出席することができない調査委員会の委員を除く。第4項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 調査委員会の議事について特別の利害関係を有する調査委員会の委員は、調査委員会の会議に出席することができない。</p> <p>4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長のは、議長の決するところによる。</p> <p>5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、第11条第2項第2号に掲げる事由により委嘱された臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、調査委員会の委員とみなす。</p> <p>6 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、調査委員会の委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>第4章 富里市いじめ問題再調査委員会</p> <p>（設置）</p> <p>第15条 法第30条第2項の規定により、富里市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第16条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。</p> <p>（組織）</p> <p>第17条 再調査委員会は、5人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 再調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。</p> <p>3 再調査委員会の委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のう</p>	<p>第14条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。</p> <p>2 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、調査委員会の会議に出席することができない。</p> <p>4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

ちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第18条 再調査委員会の委員の任期は、委嘱した日から第16条の規定による調査審議が終了した日までとする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第19条 再調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 再調査委員会の委員長(次項及び次条第1項において「委員長」という。)は、再調査委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 再調査委員会の副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第20条 再調査委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 再調査委員会は、再調査委員会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 再調査委員会の議事について特別の利害関係を有する委員は、再調査委員会の会議に出席することができない。

4 再調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、臨時委員は、第2項及び前項の規定の適用については、再調査委員会の委員とみなす。

6 再調査委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

第5章 雑則



改正後

(守秘義務)

第21条 協議会、調査委員会及び再調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 第8条、第14条第5項及び前条第6項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は市長が別々に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第3 嘱託医・嘱託歯科医の項の次に次のように加える。

いじめ問題調査委員会	委員長	日額	7,500円(富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(平成29年条例第1号)第10条第2号に掲げる事項を調査する場合には、22,000円)
	委員	日額	7,000円(富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合には、20,000円)
いじめ問題再調査委員会	委員長	日額	22,000円
	委員	日額	20,000円

改正前

(協議会及び調査委員会の委員の守秘義務)

第15条 協議会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議会及び調査委員会の庶務)

第16条 協議会及び調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別々に定める。

富里市いじめ問題対策連絡協議会及び富里市いじめ問題調査委員会設置条例の一部を改正する条例新旧対照表 (附則第2項関係)

改正前		改正後	
特別職の職員で非常勤のもの 10号)の一部改正		特別職の職員で非常勤のもの 10号)の一部改正	
別表第3 (第2条関係)		別表第3 (第2条関係)	
職名	区分	報酬額	
(略)			
嘱託医・嘱託歯科医	日額	26,000円	
専門委員	日額	20,000円以内で任命権者が別に定める額	
(略)			
備考 職名の欄中、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び不在者投票に係る外部立会人の報酬額は、当該職名の報酬額の欄に定める日額を上限とし、当該日額に実際に従事した時間(1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。)を当該投票所の開設時間又は不在者投票の時間で除した数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)とする。			
別表第3 (第2条関係)		別表第3 (第2条関係)	
職名	区分	報酬額	
(略)			
嘱託医・嘱託歯科医	日額	7,500円(富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(平成29年条例第1号)第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、22,000円)	
いじめ問題調査委員会	委員	日額	7,000円(富里市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第10条第2号に掲げる事項を調査審議する場合にあっては、20,000円)
いじめ問題調査委員会	委員長	日額	22,000円
いじめ問題調査委員会	委員	日額	20,000円
専門委員	日額	20,000円以内で任命権者が別に定める額	
(略)			
備考 職名の欄中、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人及び不在者投票に係る外部立会人の報酬額は、当該職名の報酬額の欄に定める日額を上限とし、当該日額に実際に従事した時間(1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。)を当該投票所の開設時間又は不在者投票の時間で除した数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、それを切り捨てた額)とする。			

令和5年12月議会一般質問（個人）

議員名 (会派名)	河田厚子 (富里自民の会)	質問順	1
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	3 災害時の避難について		
質問要旨	(3) 市内小・中学校での避難訓練の状況及び地域との連携について		
質問事項	4 小・中学校でのICT教育について		
質問要旨	(1) 情報教育の更なる活用について		

議員名 (会派名)	杉山弘一 (公明党)	質問順	2
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	3 学校でのいじめについて		
質問要旨	(1) 小・中学校でのいじめの件数は。 (2) 子供の安全確保と対応について		

議員名 (会派名)	國本正美 (富里自民の会)	質問順	3
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	3 富里市教育振興基本計画について		
質問要旨	(1) 基本方針である「確かな学力を育む」における施策の推進について (2) 地域一体のキャリア教育の推進について		

議員名 (会派名)	関根正之 (富里自民の会)	質問順	5
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部生涯学習課	担当課長名	池内実
質問事項	3 ペットボトルアートイルミネーションイベントについて		
質問要旨	(1) 市内小学校の協力体制について (2) 本イベントの運営について (3) 令和6年度以降の予定について		

令和5年12月議会一般質問（個人）

議員名 (会派名)	布川好夫 (公明党)	質問順	6
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	2 学校給食について		
質問要旨	(1) 給食センターの運用について (2) アレルギー対策について (3) 学校給食センター運営委員会について		

議員名 (会派名)	野並慶光 (富里自民の会)	質問順	7
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	3 通学路の安全対策について		
質問要旨	(1) 危険箇所対応の現況について (2) 市民の要望のヒアリングについて (3) 個別具体的な要望への対応について (4) 今後の対応の目途について		

議員名 (会派名)	平岡真奈美 (無所属)	質問順	8
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	1 防犯対策について		
質問要旨	(1) 通学路における防犯カメラの設置について		
質問事項	2 中学校の制服が在り方について		
質問要旨	(1) 制服選択制の採用について (2) 新制服導入の検討について		

議員名 (会派名)	井上康 (無所属)	質問順	9
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	7 旧岩崎久彌末廣農場別邸公園内の久彌の畑における教育面での活用について		

令和5年12月議会一般質問（個人）

議員名 (会派名)	柏崎のり子 (無所属)	質問順	10
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部学校教育課	担当課長名	中澤一志
質問事項	1 教育行政について		
質問要旨	(1) 中学校部活動の地域移行の現状について (2) 就学援助制度の改善と拡充について (3) 富里市学校給食センターを活用し近隣市町と共同調理を検討することについて		

議員名 (会派名)	藤田 幹 (無所属)	質問順	11
		答弁者	教育長
担当部課名	教育部生涯学習課	担当課長名	池内 実
質問事項	2 千葉県誕生150周年事業補助金を活用した社会教育総務事業について		
質問要旨	(1) 市の目玉事業として今後継続していく考えはあるか。		

## 令和5年度

# 富里市補正予算書 (附 補正予算に関する説明書)

富里市一般会計補正予算(第6号)

富里市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

富里市介護保険特別会計補正予算(第2号)

富里市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第9号

令和5年度富里市一般会計補正予算（第6号）

令和5年度富里市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405,976千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,846,482千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年11月30日提出

富里市長 五十嵐 博文

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
14 分担金及び負担金		75,755	378	76,133
	1 負担金	75,755	378	76,133
16 国庫支出金		3,543,846	166,735	3,710,581
	1 国庫負担金	2,596,088	156,230	2,752,318
	2 国庫補助金	930,398	10,505	940,903
17 県支出金		1,288,041	63,612	1,351,653
	1 県負担金	864,406	52,046	916,452
	2 県補助金	309,734	11,566	321,300
19 寄附金		28,626	27,005	55,631
	1 寄附金	28,626	27,005	55,631
20 繰入金		430,890	147,646	578,536
	1 特別会計繰入金	16,891	1,084	17,975
	2 基金繰入金	413,999	146,562	560,561
22 諸収入		517,776	600	518,376
	4 雑入	425,733	600	426,333
歳入合計		17,440,506	405,976	17,846,482



(歳 出)

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 議会費		179,406	△79	179,327
	1 議会費	179,406	△79	179,327
2 総務費		2,597,112	79,691	2,676,803
	1 総務管理費	1,948,935	70,096	2,019,031
	2 徴税費	352,747	2,278	355,025
	3 戸籍住民基本台帳費	180,153	6,078	186,231
	4 選挙費	69,058	139	69,197
	5 統計調査費	17,836	△231	17,605
	6 監査委員費	28,383	1,331	29,714
3 民生費		7,250,186	335,775	7,585,961
	1 社会福祉費	3,546,524	216,943	3,763,467
	2 児童福祉費	2,601,795	49,532	2,651,327
	3 生活保護費	1,101,458	69,300	1,170,758
4 衛生費		1,771,191	3,575	1,774,766
	1 保健衛生費	1,022,588	2,515	1,025,103
	2 清掃費	742,426	940	743,366
	3 上水道費	6,177	120	6,297
5 農林水産業費		335,662	△3,297	332,365
	1 農業費	335,662	△3,297	332,365
6 商工費		213,247	3,849	217,096
	1 商工費	213,247	3,849	217,096
7 土木費		1,145,622	7,855	1,153,477
	1 道路橋りょう費	498,051	11,267	509,318
	2 都市計画費	647,571	△3,412	644,159
8 消防費		766,463	△6,505	759,958
	1 消防費	766,463	△6,505	759,958
9 教育費		1,473,767	△14,888	1,458,879
	1 教育総務費	386,576	△12,855	373,721
	2 小学校費	184,940	983	185,923
	3 中学校費	97,786	539	98,325
	4 幼稚園費	82,236	1,742	83,978
	5 社会教育費	242,348	△1,903	240,445
	6 保健体育費	479,881	△3,394	476,487
歳 出	合 計	17,440,506	405,976	17,846,482

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事業	9,251

## 第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
		千円
広報印刷製本費	令和5年度から令和6年度まで	6,863
庁舎建築物等環境衛生管理委託料	令和5年度から令和8年度まで	10,008
富里幼稚園預かり保育運営委託料	令和5年度から令和8年度まで	49,629
狂犬病予防注射済票等収納事務委託料	令和5年度から令和6年度まで	187
ごみ分別収集日程表等印刷製本費	令和5年度から令和6年度まで	614
スイカオーナー制度圃場管理等委託料	令和5年度から令和6年度まで	600
ICT支援委託料	令和5年度から令和6年度まで	17,002
外国語指導助手派遣委託料	令和5年度から令和8年度まで	63,162

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
14 分担金及び負担金	75,755	378	76,133
16 国庫支出金	3,543,846	166,735	3,710,581
17 県支出金	1,288,041	63,612	1,351,653
19 寄附金	28,626	27,005	55,631
20 繰入金	430,890	147,646	578,536
22 諸収入	517,776	600	518,376
歳入合計	17,440,506	405,976	17,846,482

(歳出)

款	既定額	補正額	計
1 議会費	179,406	△79	179,327
2 総務費	2,597,112	79,691	2,676,803
3 民生費	7,250,186	335,775	7,585,961
4 衛生費	1,771,191	3,575	1,774,766
5 農林水産業費	335,662	△3,297	332,365
6 商工費	213,247	3,849	217,096
7 土木費	1,145,622	7,855	1,153,477
8 消防費	766,463	△6,505	759,958
9 教育費	1,473,767	△14,888	1,458,879
歳出合計	17,440,506	405,976	17,846,482

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	△79
9,251	0	27,005	43,435
219,988	0	0	115,787
1,108	0	378	2,089
0	0	0	△3,297
0	0	0	3,849
0	0	0	7,855
0	0	0	△6,505
0	0	0	△14,888
230,347	0	27,383	148,246

## (款) 8 消防費

## (項) 1 消防費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				0	0	0	2,820
				0	0	0	1,635
2 非常備消防費	36,744	1,776	38,520	0	0	0	1,776
				0	0	0	1,776
計	766,463	△6,505	759,958	0	0	0	△6,505

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 事務局費	206,335	△13,262	193,073	0	0	0	△13,262
				0	0	0	△13,262

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説	明
区 分	金 額		
			(586, 510)
4 共 済 費	△2, 171	2 給料 職員給料	△8, 489 △8, 489
10 需 用 費	1, 635	3 職員手当等 職員手当	△2, 076 △2, 076
17 備品購入費	2, 820	4 共済費 職員共済費負担金	△2, 171 △2, 171
		<b>消防職員被服貸与事業【消防本部】</b>	<b>2, 820</b> (4, 188)
		17 備品購入費 消防用備品費	2, 820 2, 820
		<b>消防本部庁舎管理事業【消防本部】</b>	<b>1, 635</b> (4, 967)
		10 需用費 修繕料	1, 635 1, 635
1 報 酬	1, 776		
		<b>消防団活動事業【消防本部】</b>	<b>1, 776</b> (7, 076)
		1 報酬 非常勤特別職報酬	1, 776 1, 776

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説	明
区 分	金 額		
2 給 料	△7, 378		
3 職員手当等	△3, 230	<b>教育委員会総務事業【教育総務課】</b>	<b>△13, 262</b> (205, 253)
4 共 済 費	△2, 654	2 給料 職員給料	△7, 378 △7, 378
		3 職員手当等 職員手当	△3, 230 △3, 230
		4 共済費 職員共済費負担金	△2, 654 △2, 654

(款) 8 消防費 9 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 教育指導費	178,092	407	178,499	0	0	0	407
				0	0	0	387
				0	0	0	20
計	386,576	△12,855	373,721	0	0	0	△12,855

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	124,168	983	125,151	0	0	0	983
				0	0	0	983
計	184,940	983	185,923	0	0	0	983

## (款) 9 教育費

## (項) 3 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	63,548	539	64,087	0	0	0	539
				0	0	0	539
計	97,786	539	98,325	0	0	0	539



(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	
1 報酬	407	
		個別指導補助員配置事業【学校教育課】 <u>387</u> (29,476)
		1 報酬 387 会計年度任用職員報酬 387
		小規模特認校講師配置事業【学校教育課】 <u>20</u> (3,752)
		1 報酬 20 会計年度任用職員報酬 20

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	
10 需用費	983	
		小学校施設維持管理事業【教育総務課】 <u>983</u> (61,050)
		10 需用費 983 修繕料 983

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	539	
		既存不適格事項対応事業【教育総務課】 <u>539</u> (2,860)
		14 工事請負費 539 中学校施設既存不適格事項対応工事 539

(款) 9 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 4 幼稚園費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 幼稚園費	61,510	△135	61,375	0	0	0	△135
				0	0	0	△135
2 幼稚園振興費	20,726	1,877	22,603	0	0	0	1,877
				0	0	0	1,877
計	82,236	1,742	83,978	0	0	0	1,742

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 社会教育総務費	149,293	△2,739	146,554	0	0	0	△2,739
				0	0	0	△2,946
				0	0	0	171

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説 明
区 分	金 額	
2 給 料	△600	
3 職員手当等	656	幼稚園一般管理事業【子育て支援課】 <span style="float:right">△135</span> (58,564)
4 共 済 費	△191	2 給料 <span style="float:right">△600</span> 職員給料 <span style="float:right">△600</span> 3 職員手当等 <span style="float:right">656</span> 職員手当 <span style="float:right">656</span> 4 共済費 <span style="float:right">△191</span> 職員共済費負担金 <span style="float:right">△191</span>
1 報 酬	1,877	
		幼稚園振興事業【子育て支援課】 <span style="float:right">1,877</span> (20,726) 1 報酬 <span style="float:right">1,877</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">1,877</span>

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	257	
2 給 料	△534	社会教育総務事業【生涯学習課】 <span style="float:right">△2,946</span> (118,058)
3 職員手当等	△1,954	1 報酬 <span style="float:right">50</span> 会計年度任用職員報酬 <span style="float:right">50</span>
4 共 済 費	△508	2 給料 <span style="float:right">△534</span> 職員給料 <span style="float:right">△687</span> 会計年度任用職員給料 <span style="float:right">153</span> 3 職員手当等 <span style="float:right">△1,954</span> 職員手当 <span style="float:right">△1,995</span> 会計年度任用職員手当 <span style="float:right">41</span> 4 共済費 <span style="float:right">△508</span> 職員共済費負担金 <span style="float:right">△516</span> 会計年度任用職員共済費負担金 <span style="float:right">8</span>
		文化財事業【生涯学習課】 <span style="float:right">171</span>

(款) 9 教育費

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				0	0	0	36
3 図書館費	61,187	836	62,023	0	0	0	836
				0	0	0	836
計	242,348	△1,903	240,445	0	0	0	△1,903

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	85,657	△3,994	81,663	0	0	0	△3,994
				0	0	0	△3,994
3 学校給食費	372,344	600	372,944	0	0	0	600

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説 明	
区 分	金 額		
			(4,615)
		1 報酬	171
		会計年度任用職員報酬	171
		埋蔵文化財事業【生涯学習課】	36
			(3,752)
		1 報酬	36
		会計年度任用職員報酬	36
1 報 酬	589		
2 給 料	162	図書館運営事業【図書館】	836
			(10,891)
3 職員手当等	45	1 報酬	589
		会計年度任用職員報酬	589
4 共 済 費	40	2 給料	162
		会計年度任用職員給料	162
		3 職員手当等	45
		会計年度任用職員手当	45
		4 共済費	40
		会計年度任用職員社会保険料	21
		会計年度任用職員共済費負担金	19

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説 明	
区 分	金 額		
2 給 料	△1,879		
3 職員手当等	△1,508	保健体育総務事業【生涯学習課】	△3,994
			(38,794)
4 共 済 費	△607	2 給料	△1,879
		職員給料	△1,879
		3 職員手当等	△1,508
		職員手当	△1,508
		4 共済費	△607
		職員共済費負担金	△607
10 需 用 費	600		

(款) 9 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
				0	0	0	600
計	479,881	△3,394	476,487	0	0	0	△3,394

(単位：千円)  
( )内の金額は既定額

節		説 明	
区 分	金 額		
		給食事業【学校教育課】	600
			(364,003)
		10 需用費	600
		修繕料	600

(款) 9 教育費

# 債 務 負 担 行 為

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額

事 項	限 度 額 千円	前 年 度 末 ま だ の 支 出 ( 見 込 ) 額	
		期 間	金 額 千円
40 . 広報印刷製本費	6,863	—	—
41 . 庁舎建築物等環境衛生管理委託料	10,008	—	—
42 . 富里幼稚園預かり保育運営委託料	49,629	—	—
43 . 狂犬病予防注射済票等収納事務委託料	187	—	—
44 . ごみ分別収集日程表等印刷製本費	614	—	—
45 . スイカオーナー制度圃場管理等委託料	600	—	—
46 . ICT支援委託料	17,002	—	—
47 . 外国語指導助手派遣委託料	63,162	—	—



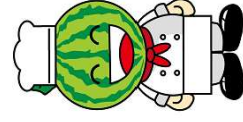
# 説 明 書

又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳				一般財源 千円
		特 定 財 源			その他 千円	
期間	金額 千円	国県支出金 千円	地方債 千円			
5 ~ 6	6,863					6,863
5 ~ 8	10,008					10,008
5 ~ 8	49,629					49,629
5 ~ 6	187					187
5 ~ 6	614					614
5 ~ 6	600					600
5 ~ 6	17,002					17,002
5 ~ 8	63,162					63,162

# 富里市学校給食センターの 合理的活用について (第4次報告)

教育部学校教育課



# 1 第3次報告事項

富里市学校給食センターの活用について、これまでの活用方法の検討及び合理性の評価から、本来の学校給食機能を活用することが、最善であると判断しました。

今後は、近隣市町への給食提供(案)について、令和5年5月から共に検討を行っている「酒々井町」と協議を続け、実現の可能性について検証していきます。

(令和5年9月 教育委員会定例会説明)



## 2 実現可能性の検証

- 1 酒々井町との共同利用に当たり食数が増加するが、現状の施設で対応可能なのか、それとも追加投資が必要なのか検証しています。
- 2 酒々井町との共同利用に当たり、現在の調理器具で対応が可能か、それとも追加投資が必要なのか検証しています。
- 3 共同調理をした場合の食材の購入先の選定方法をどうするか検証しています。(互いの現在の購入先の確認)
- 4 共同利用をした場合、献立の立案はどのように行うか検証しています。
- 5 共同利用を行った場合の運営経費はどれくらい減額となる見込みか検証しています。



現在、共同利用を行った場合のシミュレーションを行い、両市町で組織する「富里市・酒々井町学校給食センター共同利用検討会」や調理業務委託業者を交え、それぞれの項目について精査を進め、令和5年度末までに共同利用の可能性について総合的に判断できるよう準備を進めています。



## 報告事項 4

### 令和 6 年富里市二十歳を祝う会について

#### 1 日 時

令和 6 年 1 月 7 日 (日)

受 付 10:00～10:30

式 典 10:35～11:00

アトラクション 11:00～11:30

#### 2 場 所

富里中央公民館講堂

#### 3 受 付

講堂玄関・・・対象者（富里中学校卒業生）

公民館1階ロビー・・・対象者（富里北中学校・富里南中学校卒業生）、  
市外対象者、主催者、来賓、恩師

#### 4 次 第

- (1) 開式のことば
- (2) 国歌清聴
- (3) 式辞
- (4) 記念品贈呈
- (5) 祝辞
- (6) 謝辞
- (7) 閉式のことば

#### 5 駐 車 場

対 象 者・・・富里市職員駐車場

主催者、来賓、恩師・・・中央公民館駐車場、分庁舎前駐車場

#### 6 その他

撮影スポット

- ・中央公民館前
- ・旧岩崎久彌末廣農場別邸公園内

## 月 例 報 告 ( 1 2 月 )

教育総務課

## 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
1	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
8	金	第9回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
11	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
25	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
26	火	第9回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

## 2 1月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出 席 者
4	木	仕事始め式	すこやかセンター2階 会議室1	職員
		部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
5	金	部課長会議	すこやかセンター2階 総合健診室	教育長・部長・課長
15	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
16	火	第10回教育委員会課長会議	教育長室	教育長・部長・課長・課長補佐
29	月	部長会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長
30	火	第10回教育委員会定例会議	本庁舎・第3会議室	教育長・部長・課長・課長補佐

## 月例報告(12月)

学校教育課(学事班・指導班・給食センター)

### 1 月例報告

日	曜日	内 容	場 所	出席者
13	水	校長会議	浩養小学校	教育長・部長・課長・主幹
21	木	学校給食2学期最終日		
22	金	学校給食センター運営委員会	給食センター2階会議室	教育長、学校教育課長、給食センター職員

### 2 1月の予定

日	曜日	内 容	場 所	出席者
10	水	学校給食3学期日開始日		



## 令和5年度 第8回 校長会議

日時：令和5年12月13日（水）13:30～  
会場：浩養小学校

- ◎ 各課から
  - ・子育て支援課より（入学祝い金について）
  - ・給食センターより（令和6年度給食実施計画案）
  
- ◎ 教育長から
  
- ◎ 学校教育課から
  - （1）学校教育課長から
    - 1 学校運営について
    - 2 教職員の服務関係について
    - 3 その他（各課行事等における市議会議員の配席・呼名順の基本的な考え方）
  
  - （2）連絡事項
    - ・学校給食学校別残食率（11月） 【資料1】
    - ・富里市令和5年度長欠率（11月） 【資料2】
    - ・入試前の臨時休業について（中学校）
    - ・
  
  - （3）その他
  
- ◎ 教育部長から

※次回校長会（案）1月 日（ ）13:30～ 会場：根木名小学校

## 令和5年度分学校給食費徴収状況一覧

令和5年11月30日現在

期間：R5. 4. 1～R5. 11. 30まで

(単位：円)

学校名	給食費	徴収額	未納額	徴収率 (A)	前年度同期 徴収率(B)	比較 (A)-(B)
富里小	19,228,315	17,954,215	1,274,100	<b>93.37%</b>	95.74%	△ 2.37
富里第一小	3,830,870	3,749,790	81,080	<b>97.88%</b>	98.07%	△ 0.19
富里南小	10,307,510	9,834,925	472,585	<b>95.42%</b>	97.18%	△ 1.76
浩養小	2,303,200	2,235,850	67,350	<b>97.08%</b>	97.03%	0.05
日吉台小	10,155,660	10,009,190	146,470	<b>98.56%</b>	98.90%	△ 0.34
根木名小	4,127,130	3,961,000	166,130	<b>95.97%</b>	97.92%	△ 1.95
七栄小	8,557,715	8,300,035	257,680	<b>96.99%</b>	98.38%	△ 1.39
富里中	24,315,850	23,351,770	964,080	<b>96.04%</b>	95.97%	0.07
富里北中	5,809,045	5,615,025	194,020	<b>96.66%</b>	96.41%	0.25
富里南中	8,393,170	7,938,360	454,810	<b>94.58%</b>	95.36%	△ 0.78
浩養幼	1,225,800	1,134,320	91,480	<b>92.54%</b>	98.00%	△ 5.46
富里幼	1,846,940	1,777,090	69,850	<b>96.22%</b>	98.54%	△ 2.32
学校給食 センター	2,214,900	2,214,900	0	<b>100.00%</b>	100.00%	0.00
合計	102,316,105	98,076,470	4,239,635	<b>95.86%</b>	96.87%	△ 1.01

準要保護児童生徒就学援助制度認定者分を除く累計額

# 令和5年度 学校給食の学校別残食率

単位 %

小学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里小学校	令和4年度	残食率	20.19	22.25	26.69	23.30	19.47	21.18	17.06	18.32	13.98	13.04	17.76	19.40
	令和5年度	残食率	17.25	19.73	17.38	16.30	14.37	13.60	13.40					
富里第一小学校	令和4年度	残食率	7.41	11.60	12.96	12.41	10.78	9.83	6.76	6.12	2.36	5.25	6.18	8.47
	令和5年度	残食率	6.59	10.72	8.76	7.75	9.89	11.07	7.93					
富里南小学校	令和4年度	残食率	10.03	8.46	12.61	7.95	8.27	8.07	6.57	6.12	1.95	1.91	6.51	7.27
	令和5年度	残食率	19.04	10.37	10.65	9.13	7.90	7.85	7.70					
浩養小学校	令和4年度	残食率	3.83	3.27	4.99	-0.43	1.75	4.22	-1.00	0.25	-9.29	2.24	3.65	1.37
	令和5年度	残食率	4.68	4.98	3.10	3.00	3.98	-0.86	2.49					
日吉台小学校	令和4年度	残食率	13.69	14.57	16.69	14.82	13.87	13.50	11.83	9.61	7.30	8.13	10.40	12.33
	令和5年度	残食率	13.96	16.49	13.24	13.30	14.35	15.68	13.52					
根木名小学校	令和4年度	残食率	11.51	14.48	16.52	16.03	12.33	10.86	10.38	8.52	5.07	5.14	11.29	11.03
	令和5年度	残食率	8.79	11.90	7.23	10.18	7.64	8.82	8.49					
七栄小学校	令和4年度	残食率	12.96	15.15	14.46	13.81	13.83	14.85	12.91	9.85	6.54	6.95	10.81	12.07
	令和5年度	残食率	11.91	12.63	13.06	12.02	10.60	13.19	10.83					
小学校全体	令和4年度	残食率	14.20	15.69	18.20	15.45	14.24	14.80	11.78	11.28	6.37	7.88	11.75	12.95
	令和5年度	残食率	14.13	15.24	13.19	12.79	12.26	12.48	10.65					
中学校名	年度	区分	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間
富里中学校	令和4年度	残食率	7.76	7.00	10.99	9.54	12.20	8.11	8.91	3.95	0.56	3.23	5.01	7.19
	令和5年度	残食率	5.71	6.42	5.68	6.77	5.03	5.99	2.31					
富里北中学校	令和4年度	残食率	-1.09	0.02	2.86	4.19	2.34	3.12	2.85	0.86	-1.43	2.98	3.77	1.86
	令和5年度	残食率	0.13	-0.21	0.70	0.78	1.27	-0.01	-0.60					
富里南中学校	令和4年度	残食率	3.33	6.03	11.24	8.45	10.49	11.31	9.82	7.76	3.35	6.31	-2.46	7.19
	令和5年度	残食率	-0.16	0.17	0.35	-0.71	-0.29	1.37	0.91					
中学校全体	令和4年度	残食率	5.89	6.72	10.44	9.10	10.28	9.12	9.76	6.12	3.38	6.04	4.75	7.54
	令和5年度	残食率	4.53	5.30	5.01	4.95	4.95	5.41	3.68					
小中学校全体	令和4年度	残食率	11.02	12.29	15.24	13.06	12.97	12.77	11.16	9.22	5.64	7.27	9.45	11.01
	令和5年度	残食率	10.11	11.51	9.97	9.73	9.72	9.80	7.94					

## 月 例 報 告 ( 1 2 月 )

生涯学習課（社会教育班、文化資源活用班）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
3	日	旧岩崎家末廣別邸主屋でのお茶会	文化資源活用班	旧岩崎家末廣別邸	文化資源活用班
		千葉県誕生 150 周年記念事業 ペットボトルアートイルミネーションツリー点灯式	社会教育班	北部コミュニティセンター	市長、教育長、部長、課長、社会教育班

#### (1) 公民館利用状況（11月）

施設名称	開館日数	利用団体数	利用者数(人)	利用者数累計(人)
富里中央公民館	24	311	3,052	27,279

#### (2) 埋蔵文化財所在の取扱いについて（確認）件数（11月）

回 答 内 容	件 数	確認件数	確認件数累計
遺跡あり回答	4	41	351
遺跡なし回答	37		

### 2 1月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
7	日	令和6年富里市二十歳を祝う会	社会教育班	富里中央公民館 講堂	市長、副市長、教育長、部長、市議会議員、教育委員、社会教育員、社会教育班

## 月 例 報 告 ( 1 2 月 )

生涯学習課（スポーツ振興班）

### 1 月例報告

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
10	日	第 93 回印旛郡市駅伝競走大会	スポーツ 振興班	佐倉市 岩名運動公園	市長、議長、教 育長、スポーツ 振興班
18	月	富里スイカロードレース大会 実行委員会事務局会議	スポーツ 振興班	すこやかセンター 2階大会議室 1	副市長、教育 長、部長、課長、 スポーツ振興 班
21	木	富里スイカロードレース大会 実行委員会会議	スポーツ 振興班	すこやかセンター 2階大会議室 1	市長、議長、副 市長、教育長、 部長、課長、ス ポーツ振興班

### 体育施設利用状況（11月分）

施設名称	開館, 開場日数	利用団体数	利用者数 (人)	利用者数累計 (人)
社会体育館	26	188	5,219	29,329
トレーニングルーム	26		426	2,969
市営運動場	テニス	30	58	3,013
	野球	30	13	2,703
高野運動広場	30	22	344	7,797

### 2 1月予定

日	曜	内 容	担当班	場 所	出席者
		なし			

## 月 例 報 告 (12 月)

とみらいテラス (図書館)

### 1 月例報告

日	曜	内 容	場 所	出席者
1	金	雑誌リサイクル (12月1日(金)～12月12日(火))	2階ギャラリーB	図書館職員
1	金	おはなし会	北部コミュニティ センター	親子読書支援 コンシェルジュ
9	土	土曜おはなし会	おはなしのへや	図書館職員
14	木	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
15	金	おはなし会	向台子育て支援 センター	親子読書支援 コンシェルジュ
16	土	冬のおはなし会	研修会議室3	図書館職員
19	火	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ
20	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館職員 図書館ボランティア 「もりのなか」
20	水	映画会 (プレステージ)	AVホール	図書館職員
23	土	土曜おはなし会	おはなしのへや	図書館職員

#### (1) 利用状況

内 容	11 月	年度累計
開館日数	25	200
入館者数	16,222	141,699
貸出者数 (団体以外)	3,262	29,731
貸出冊数 (団体以外)	12,088	105,422
新規登録者数	107	1,045
リクエスト冊数	1,459	12,439
AVブース利用回数	64	764
インターネットブース利用回数	39	194
ホームページアクセス数	7,000	49,305
おはなし会参加者数	2回 7名	18回 82名
臨時おはなし会参加者数	1回 3名	10回 81名
映画会鑑賞者数	2回 64名	16回 344名
視察者数	0回 0名	0回 0名

## 2 1月の予定

日	曜	内 容	場 所	出席者
5	金	おはなし会	北部コミュニティセンター	親子読書支援 コンシェルジュ
11	木	おはなし会	向台子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
13	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
16	火	おはなし会	葉山キッズ子育て支援センター	親子読書支援 コンシェルジュ
17	水	映画会（富士ファミリー）	AVホール	図書館職員
18	木	みんなであそぼう	研修会議室3	親子読書支援 コンシェルジュ
24	水	親子おはなし会	研修会議室3	図書館ボランティア 「もりのなか」 図書館職員
27	土	土曜おはなし会	おはなしの部屋	図書館職員
30	土	親子あそび	児童コーナー	NPO ホタルの会 親子読書支援 コンシェルジュ

## 3 複合化に係る利用状況等

### (1) 親子読書支援コンシェルジュ

		11月		年度累計	
対応人数		173組	391人	1,617組	3,949人
支 援 内 容	見守り	165組		1,435組	
	読み聞かせ	41組		292組	
	絵本紹介	72組		868組	
	相談等	23組		243組	
	行事参加	35組		283組	

### (2) 読書通帳活用状況

		11月	年度累計
通帳配布数		23冊	167冊
スタンプ数		215個	1,399個

(3) 学校連携

	11月	年度累計
よむよむ便 (小学校)	(年3回 1,050冊/7校) (5,9,12月実施予定) 1回 1,050冊/7校	2,100冊/2回
中学校定期便	(年2回、5月・10月実施予定)	600冊/2回
調べ学習	2件 28冊	4月～10月 25件/741冊
図書館資料活用便	9月 4件 164冊	4月～9月 8件/382冊

(4) 企画展示本

- 一般書展示本 12月「年末年始を元気に楽しく過ごそう！」
- 児童書展示本 12月「12月といえば・・・？」

(5) 市民ギャラリー

実施月	実施場所	実施期間	作家・テーマ
12月	ギャラリーA	令和5年10月29日 ～12月24日	児童生徒作品展